

国際漁業等再編対策実施要綱

| | |
|-----|---------------------|
| | 2 水 漁 第 7 3 9 号 |
| | 平成 2 年 3 月 2 6 日 |
| | 農林水産事務次官依命通知 |
| 改 正 | 1 9 水 漁 第 1 1 4 号 |
| | 平成 1 9 年 4 月 6 日 |
| | 2 0 水 漁 第 1 9 4 0 号 |
| | 平成 2 0 年 1 2 月 1 日 |
| | 2 5 水 漁 第 4 5 号 |
| | 平成 2 5 年 4 月 1 6 日 |
| | 2 5 水 漁 第 5 1 5 号 |
| | 平成 2 5 年 6 月 7 日 |
| | 2 7 水 漁 第 1 9 5 7 号 |
| | 平成 2 8 年 4 月 1 日 |
| | 3 0 水 漁 第 1 2 9 5 号 |
| | 平成 3 1 年 2 月 7 日 |
| | 3 0 水 漁 第 1 4 5 5 号 |
| | 平成 3 1 年 3 月 2 7 日 |

第 1 趣旨

我が国国際漁業は、漁業をめぐる国際環境が著しく変化している中で漁業に関する国際規制の強化により深刻な事態に直面し、その再編整備を余儀なくされており、加えて、その環境は今後一段と厳しさを増すことが予想されている。また、国内漁業は、我が国周辺水域の水産資源が減少している中で、最大持続生産量を実現する水準へ水産資源を回復・維持させるという目標を設定するなど資源管理手法の拡充を行い、これを踏まえた漁業生産構造の再編整備を実施していくことが必要となっている。

このような事態の推移に適切に対応していくためには、将来のこれら

の漁業に関する的確な見通しの下に所要の調整を進め操業の確保に努めるとともに、これらの漁業の再編整備を計画的に行っていくことが必要であり、国は、平成元年12月22日の閣議了解（平成30年12月18日付け一部変更）において国際漁業等再編対策を総合的に進めていくこととしたところである。

本対策は、この一環として、農林水産大臣による第一種特定漁業（第3の1の規定により農林水産大臣が指定したものをいう。以下同じ。）の再編整備に関する基本方針の策定及び第二種特定漁業（第3の2の規定により農林水産大臣が指定したものをいう。以下同じ。）の再編整備に関する基本方針の策定並びに一般社団法人大日本水産会（明治42年5月19日に社団法人大日本水産会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による減船漁業者救済費交付金（以下「救済費交付金」という。）、不要漁船処理費交付金（以下「処理費交付金」という。）、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金、混獲回避型休漁支援費交付金、水産加工業支援費交付金及び相互扶助漁獲支援費交付金の交付等の措置を実施しようとするものである。

第2 定義

- 1 この要綱において「減船」とは、第一種特定漁業及び第二種特定漁業における再編整備を進めるための漁船の隻数の縮減をいう。
- 2 この要綱において「スクラップ処分等」とは、漁船のスクラップ処分（解体又は焼却の方法によるものに限る。）又はスクラップ処分に準ずるものとして水産庁長官が別に定める方法による処分をいう。
- 3 この要綱において「減船対象漁船」とは、救済費交付金の対象となった漁船をいう。
- 4 この要綱において「代替漁船」とは、減船対象漁船より原則として船齢が古い船であって、当該減船対象漁船の代替船としてスクラップ処分等にされたものをいう。
- 5 この要綱において「休漁」とは、第二種特定漁業における漁船の休漁をいう。
- 6 この要綱において「魚種転換等」とは、第二種特定漁業における漁獲対象魚種又は漁業種類（以下「業種」という。）の転換をいう。

第3 第一種特定漁業及び第二種特定漁業の指定

- 1 農林水産大臣は、漁業に関する国際規制の強化により操業の維持に支障を生じたと認める業種に係る漁業を第一種特定漁業として指定するものとする。
- 2 農林水産大臣は、我が国周辺水域の水産資源の状況を踏まえた資源管理目標の導入により操業の維持に支障を生じたと認める業種に係る漁業を第二種特定漁業として指定するものとする。
- 3 農林水産大臣は、都道府県知事の許可等を必要とする漁業（以下「知事許可漁業等」という。）について1及び2の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。
- 4 農林水産大臣は、1及び2の指定を行ったときは、国の関係行政機関の長、第一種特定漁業及び第二種特定漁業を営む者の住所地（住所地が2以上ある場合には、主たる住所地）又は漁業根拠地（漁業根拠地が2以上ある場合には、主たる漁業根拠地）を管轄する都道府県知事（以下「関係都道府県知事」という。）、一般社団法人大日本水産会会長並びに第一種特定漁業及び第二種特定漁業の漁業者が直接又は間接の構成員となっている漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般社団法人及び水産庁長官が適当と認める団体（以下「関係漁業協同組合等」という。）の長に通知するものとする。

第4 第一種特定漁業の再編整備に関する基本方針の策定

- 1 農林水産大臣は、第3の1により指定を行った第一種特定漁業の再編整備を計画的に推進するため、第一種特定漁業ごとに、再編整備に関する基本方針（以下「第一種基本方針」という。）を策定するものとする。
- 2 第一種基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 第一種特定漁業の再編整備の指針
 - ア 第一種特定漁業の再編整備の基本的考え方
 - イ 第一種特定漁業の再編整備の対象
 - ウ 第一種特定漁業の再編整備の実施期間
 - (2) 第一種特定漁業の再編整備のために講ずる措置の基本的内容
 - ア 措置の対象漁業者
 - イ 措置の内容

ウ 救済費交付金の基準

エ 処理費交付金の基準

(3) 第一種特定漁業に係る許可等の方針

(4) その他必要事項

3 農林水産大臣は、知事許可漁業等について第一種基本方針の策定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。

4 農林水産大臣は、第一種特定漁業に係る国際環境、漁業事情、経済事情等に著しい変動があったため特に必要があると認めるときは、第一種基本方針を変更するものとする。この場合において、第一種基本方針の変更は、1から3までに準じて行うものとする。

5 農林水産大臣は、第一種基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、国の関係行政機関の長、関係都道府県知事、一般社団法人大日本水産会会長及び関係漁業協同組合等の長に通知するものとする。

第5 第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成

1 関係漁業協同組合等は、第一種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第一種実施計画」という。）を作成し、農林水産大臣に提出して第一種実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 第一種特定漁業の再編整備の目標

(2) 減船を実施する者及び対象漁船

(3) スクラップ処分等を実施する者及び対象漁船

(4) 減船及びスクラップ処分等を実施する時期

(5) その他必要な事項

3 関係漁業協同組合等が第一種実施計画を農林水産大臣に提出しようとする場合には、関係都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、第一種実施計画が知事許可漁業等に係るものであるときは、当該都道府県知事は、第一種実施計画で減船を実施することとした漁業者の出漁準備及び操業を行ったことを示す書類を添付するものとする。

4 農林水産大臣は、第一種実施計画が次に掲げる要件の全てを満たしているとき、これが適当である旨の認定を行うものとする。

- (1) 第一種実施計画に定める内容が基本方針に照らし適当であること。
- (2) 第一種実施計画に定める内容を達成することが確実と見込まれること。
- (3) 第一種実施計画によって円滑化しようとしている減船に関して、この要綱に定めるもののほか国から交付金等の交付を受けていないこと。

5 農林水産大臣は、1の認定を行ったときは、第一種実施計画の写しを一般社団法人大日本水産会会長に送付するものとする。

6 第一種実施計画の変更については、1から5までに準ずるものとする。また、農林水産大臣は、4の認定を受けた第一種実施計画に定められた措置が講じられていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第6 第二種特定漁業の再編整備に関する基本方針の策定

1 農林水産大臣は、第3の2により指定を行った第二種特定漁業の再編整備を計画的に推進し、特定の水産資源について、速やかな資源状況の改善・回復を図るため、第二種特定漁業ごとに、再編整備に関する基本方針（以下「第二種基本方針」という。）を策定するものとする。

2 第二種基本方針においては、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを定めるものとする。

(1) 第二種特定漁業の再編整備の指針

- ア 第二種特定漁業の再編整備の基本的考え方
- イ 第二種特定漁業の再編整備の対象
- ウ 第二種特定漁業の再編整備の実施期間

(2) 第二種特定漁業の再編整備のために講ずる措置の基本的内容

- ア 措置の対象者
- イ 措置の内容
- ウ 救済費交付金の基準
- エ 処理費交付金の基準
- オ 魚種転換等支援費交付金の基準
- カ 休漁支援費交付金の基準
- キ 混獲回避型休漁支援費交付金の基準
- ク 水産加工業支援費交付金の基準

ケ 相互扶助漁獲支援交付金の基準

(3) 第二種特定漁業に係る許可等の方針

(4) その他必要事項

3 農林水産大臣は、知事許可漁業等について第二種基本方針の策定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事と協議するものとする。

4 農林水産大臣は、第二種特定漁業に係る資源状況、漁業事情、経済事情等に著しい変動があったため特に必要があると認めるときは、第二種基本方針を変更するものとする。この場合において、第二種基本方針の変更は、1から3までに準じて行うものとする。

5 農林水産大臣は、第二種基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、国の関係行政機関の長、関係都道府県知事、一般社団法人大日本水産会会長及び関係漁業協同組合等の長に通知するものとする。

第7 第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画の作成

1 関係漁業協同組合等は、第8の2の(2)に掲げる事業の中から実施しようとする事業に関し、それぞれ第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画（以下「第二種実施計画」という。）を作成し、農林水産大臣に提出して第二種実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第二種実施計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 第二種特定漁業の再編整備の目標等の目標及び講ずる措置

(2) 講ずる措置別の対象者又は対象漁船

(3) 実施する時期

(4) その他必要な事項

3 関係漁業協同組合等が第二種実施計画を農林水産大臣に提出しようとする場合には、関係都道府県知事を経由して提出するものとする。この場合において、第二種実施計画が知事許可漁業等に係るものであるときは、当該都道府県知事は、第二種実施計画で水産庁長官が必要と認める書類を添付するものとする。

4 農林水産大臣は、第二種実施計画が次に掲げる要件の全てを満たしているとき、これが適当である旨の認定を行うものとする。

(1) 第二種実施計画に定める内容が基本方針に照らし適当であること。

- (2) 第二種実施計画に定める内容を達成することが確実と見込まれること。
- (3) 第二種実施計画によって円滑化しようとしている減船・休漁等に関して、この要綱に定めるもののほか国から交付金等の交付を受けていないこと。
- 5 農林水産大臣は、1の認定を行ったときは、第二種実施計画の写しを一般社団法人大日本水産会会長に送付するものとする。
- 6 第二種実施計画の変更については、1から5までに準ずるものとする。また、農林水産大臣は、4の認定を受けた第二種実施計画に定められた措置が講じられていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第8 国際漁業等再編対策事業

1 事業の実施主体

- (1) この事業の実施主体は、一般社団法人大日本水産会とする。
- (2) 一般社団法人大日本水産会は、2に定める事業の一部について、その実施を関係漁業協同組合等その他水産庁長官が適当と認める団体に委託することができるものとする。

2 事業の内容

この事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国際漁業再編対策事業

ア 第一種特定漁業減船漁業者救済対策事業

第5の1により農林水産大臣の認定を受けた第一種実施計画（以下「第一種認定実施計画」という。）に従って減船を行った者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

イ 第一種特定漁業不要漁船処理対策事業

第一種認定実施計画に従って減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に該当不要漁船の所有者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

(2) 新資源管理導入円滑化等推進事業

ア 減船・休漁等支援促進事業

第7の1により農林水産大臣の認定を受けた第二種実施計画（以下「第二種認定実施計画」という。）に従って、漁船隻数の

縮減又は休漁等を行う漁業者に対し、救済費交付金、処理費交付金、魚種転換等支援費交付金、休漁支援費交付金及び混獲回避型休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

(ア) 第二種特定漁業減船漁業者救済対策事業

第二種認定実施計画に従って、減船を行った者に対し、救済費交付金の交付を行うものとする。

(イ) 第二種特定漁業不要漁船処理対策事業

第二種認定実施計画に従って、減船に伴い発生する不要漁船をスクラップ処分等にした場合に該当不要漁船の所有者に対し、処理費交付金の交付を行うものとする。

(ウ) 魚種転換等対策事業

第二種認定実施計画に従って、魚種転換等を行った者に対し、魚種転換等支援費交付金の交付を行うものとする。

(エ) 休漁支援対策事業

第二種認定実施計画に従って、一定の期間休漁を行った者に対し、休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

(オ) 混獲回避型休漁支援事業

第二種認定実施計画に従って、特定の資源対象魚種を漁獲目標としないにも関わらず、資源管理をするために休漁を行った者に対し、休漁期間中の減収の影響緩和のために混獲回避型休漁支援費交付金の交付を行うものとする。

イ 水産加工業支援事業

第二種認定実施計画に従って、第二種特定漁業の再編に伴い影響を受ける地域の水産加工業者に対し、原料転換や原料調達等を行えるようにするため、水産加工業支援費交付金の交付を行うものとする。

ウ 相互扶助漁獲支援事業

第二種認定実施計画に従って、同一の広域回遊種を利用する漁業者間において、若齢魚を獲り控える漁業者に対し、成魚を漁獲し利益を受ける漁業者が、とも補償として一定の抛出を行う場合に、相互扶助漁獲支援費交付金の交付を行うものとする。

第9 国際漁業等再編対策事業資金の造成

- 1 一般社団法人大日本水産会は、第 8 の 2 に定める事業の実施に充てるための国際漁業等再編対策事業資金（以下「事業資金」という。）を造成するものとする。
- 2 事業資金は、国の補助金及び漁業者等による拠出金によって造成されるものとする。
- 3 一般社団法人大日本水産会は、事業資金を適正に管理するため、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理し、かつ、交付金資金勘定を設けるものとする。
- 4 3 に掲げる勘定の管理及び運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。このほか、第 8 の 2 に定める事業に係る管理運営費については、別途水産庁長官が定める手続により認められた場合に支弁することができるものとする。
- 5 事業資金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるものとする。
- 6 一般社団法人大日本水産会は、事業資金の管理については、1 から 5 までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

第 10 事業の実施

一般社団法人大日本水産会は、水産庁長官が別に定めるところにより国際漁業等再編対策事業に係る事業計画を作成して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。事業計画を変更する場合も、また同様とする。

第 11 指導監督

水産庁長官は、国際漁業等再編対策の適切かつ円滑な実施を図るため、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）」の 3 に基づき、一般社団法人大日本水産会及び関係漁業協同組合等に対し、指導、監督及び関係書類の提出を求めることができるものとする。

第 12 報告

一般社団法人大日本水産会は、国際漁業等再編対策事業の実施状況を水産庁長官が別に定めるところにより報告するものとする。

第13 国の助成等

1 国は、予算の範囲内において、一般社団法人大日本水産会に対し、国際漁業等再編対策事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

2 一般社団法人大日本水産会は、この要綱により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに事業資金の精算を行い、水産庁長官が別に定める報告書により国に報告しなければならない。

なお、事業資金に残額が生じた場合には、一般社団法人大日本水産会は、当該残金を国に返還するものとする。

また、この要綱により実施する事業の全てが完了する前であっても、当該事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」3の（4）アを準用し使用見込みの低い事業資金の残額が生じた場合には、一般社団法人大日本水産会は、当該残金を国に返還するものとする。

第14 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定める。

附 則（平成28年4月1日27水漁第1957号）

この通知は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この通知による改正前の規定において行うこととされている報告等については、なお、従前の例による。

附 則（平成31年2月7日30水漁第1295号）

この通知は、平成31年2月7日から施行する。

附 則（平成31年3月27日30水漁第1455号）

この通知は、平成31年4月1日から施行する。ただし、施行前に実施された事業に係る報告等については、なお従前の例による。